

貸出しDVD一覧

| NO | 作品名[内容] | 上映時間 | 備考 |
|-----|--|------|----|
| 117 | <p>自律的な化学物質管理の進め方！化学物質管理者：職務のあらまし</p> <p>令和4年5月に労働安全衛生規則が改正され、新たに化学物質規制の体系が示されました。その新体系では、「リスクアセスメントの実施」と「その結果に基づく措置」がもとめられることとなり、業種や規模にかかわらず化学物質を製造、取り扱う全ての事業場に対して「化学物質管理者の選任」が義務付けられました。このビデオでは、「化学物質管理者」の職務と役割について紹介していきます。</p> <p>【構成内容】</p> <p>①ラベル・SDS等の確認の管理 ②化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理 ③リスクアセスメント結果に基づくリスク低減措置の選択及び、実施の管理 ④化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存の管理 ⑤化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育の管理 ⑥ラベル・SDSの作成の管理（これはリスクアセスメント対象物の製造事業場の場合に限ります。） ⑦リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応管理</p> | 23分 | |
| 118 | <p>化学物質のリスクアセスメント CREATE-SIMPLE (ver. 3.0)を使ってみよう ～評価プロセス・例題・操作方法を解説～</p> <p>令和4年の労働安全衛生法関係法令の改正により、これまでの「化学物質ごとの個別具体的な規制」から「リスクに基づく自律的な管理」に変わりました。これは、自らリスクを見積もり、その低減を考え、実行して、化学物質による労働災害を防止していくリスクに基づいた取組みであり、全ての危険性・有害性のある化学物質に対応できるものです。リスクアセスメントについては、いま注目されている手法として、「CREATE-SIMPLE」があります。これは国が開発した手法でEXCELファイル（CREATE-SIMPLE.xlsm）を用いて、PC上で化学物質のリスクを定量的に判定し、さらに、リスク低減の検討も可能にしたものです。本作品では、「CREATE-SIMPLE法」について、評価プロセスと操作方法を例題を交え解説したわかりやすい内容となっており、最新版ver3.0に対応しています。リスクに基づく自律的な管理の入門編としてぜひご活用ください。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな規制において具体的に取組む内容 ・化学物質の取扱いにおける4つのリスク等 ・CREATE-SIMPLEとは ・CREATE-SIMPLE法の判定プロセスを10のステップで評価 <ul style="list-style-type: none"> ・物性や危険性・有害性の確認 ・ばく露限界値（吸入）の決定 ・ハザードレベルの決定 ・管理目標濃度の決定 ・初期ばく露濃度の決定 ・補正係数の決定 ・推定ばく露濃度の算定 ・リスクの判定 ・リスク低減措置の検討 ・リスクの再判定 ・CREATE-SIMPLEの例題・操作方法 ・Q&A | 55分 | |
| 119 | <p>化学物質規制 新たにココがふえる 一事業者がやるべき義務とは一</p> <p>日頃から作業場、化学物質を取り扱っておられる作業員のばく露を防ぐのにどうすればよいか、どのような対策をすればよいのか！又、今回事業者は、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者を選任することが義務づけられました。当作品は、建設業に関わる職種の内塗装・左官・防水の職種をモデルとして進め方を紹介しています。他の職種の方は自社の職種におきかえて下さい。雇い入れ時教育で、化学物質教育が義務化された等詳しく説いています。</p> <p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質とは何か？ ・建設業で使用する化学物質（気体・液体・粉体・ミスト） ・化学物質を使用する主な工事（杭工事・土工事・鉄筋鉄骨工事・型枠工事・左官・塗装・防水） ・安衛法の一部を改正する新たな化学物質規制（ラベル表示・SDS等による通知義務対象物質の追加） ・化学物質管理者の選任の義務（2024年4月1日施行） ・保護具着用管理責任者選任の義務（2024年4月1日施行） ・リスクアセスメント対象物に関する事業者選任の義務 ・塗装業の場合の具体例を見る 厚労大臣が定める濃度基準値以下とする（2024年4月1日施行） ・皮フ等障害化学物質へ直接接点の防止 ・衛生委員会の付議事項の追加（2024年4月1日施行） ・監督官の支持があれば1ヶ月以内に改善措置する（2024年4月1日施行） ・健康診断の実施記録作成の義務 ・雇い入れ時教育で化学物質の教育をする（2024年4月1日施行） ・化学物質の別容器で保管する措置 | 27分 | |